平成２１年（フ）第１０２１０号
大阪市平野区長吉川辺１丁目１番33号　サンライフ馬野301
債務者　中松ちあき（旧姓末永）
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２１１号
大阪府守口市八雲東町１丁目１番８―302号
債務者　対馬　秀彦
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２１２号
大阪府守口市八雲東町１丁目１番８―302号
債務者　対馬千代子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２１７号
大阪府東大阪市豊浦町１番５号　Ｂ棟305号
債務者　小杉　　哲
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２２５号
大阪市阿倍野区桃ヶ池町２丁目８番16号　グランドハイツ桃ヶ池503号
債務者　米田　孝枝
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２３２号
大阪府高槻市牧田町６番34―402号
債務者　大戸　秀起
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２３４号
大阪府四條畷市田原台４丁目７番22号　Ｍｏｕｎｔ　Ｖｉｅｗ田原台２号館102
債務者　清水　由佳（旧姓谷脇）
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２４４号
大阪市城東区今福南４丁目９番７―706号
債務者　富村　盛昭
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２４６号
大阪府東大阪市岩田町１丁目３番13号　ＹＡＮＯ花園ハイツ204号
債務者　筋浦千賀子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２５６号
大阪市西淀川区御幣島６丁目10番１―805号
債務者　林　　朝未（旧姓前川）
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２５８号
大阪府東大阪市東鴻池町１丁目10番５―503号
債務者　山根　光治
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２５９号
大阪府門真市舟田町７番４号
債務者　岡　喜美子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２６１号
大阪府三島郡島本町江川１丁目13番７―303号
債務者　常深　淳子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２６６号
大阪府八尾市宮町１丁目５番14号
債務者　吉川　千夏
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３００９号
名古屋市守山区喜多山南19番12号　ユーハウス第２喜多山６－Ａ号
債務者　駒田　伸一
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２８３号
愛知県大府市桜木町１丁目76番地
債務者　新原　広美
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６４号
長崎県平戸市岩の上町334番地　市営大膳原住宅Ｂ棟502号、従前の住所長崎県平戸市川内町1170番地第１
債務者　磯本　聖子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２１年（フ）第１０２６号
熊本市三郎２丁目２番20号
債務者　今井美津子
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部